

岩手県告示第146号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成26年岩手県告示第585号）で公示した公共測量を終了した旨岩手県企業局長から次のとおり通知があった。

平成27年2月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 二戸郡一戸町内
- 2 実施した期間 平成26年7月24日から平成27年2月5日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）